

主な出来事（2009年5月）

1. 新しい食品添加物の指定

5月は、新たな食品添加物の指定あるいは削除はありませんでした。（現在、389品目）

2. 食品添加物の今後の指定予定

2008年7月30日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) イソバレラルデヒド（香料）
- 4) バレラルデヒド（香料）

1)：2008年6月18日～7月17日、パブリックコメント

2)、3)、4)：2008年9月16日～10月16日、パブリックコメント

2008年12月25日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 5) 2,3-ジメチルピラジン（香料）
- 6) 2,5-ジメチルピラジン（香料）
- 7) 2,6-ジメチルピラジン（香料）
- 8) 2-エチルピラジン（香料）
- 9) 2-メチルピラジン（香料）
- 10) ソルビン酸カルシウム（保存料）

8)、9)：2009年2月19～3月20日、パブリックコメント

10)：2009年2月20日～3月21日、パブリックコメント

2009年3月24日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 11) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）

*「2009年3月19日～パブリックコメント」と、4月28日の添加物部会で報告されましたが、パブコメ一覧に本品の記載がありませんので、厚生労働省に問い合わせ中です。

5月に、新にパブコメに入った品目はありません。

3. 既存添加物の見直し

「使用実態のない品目の既存添加物名簿から削除の検討を本年度から開始したい。」と厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長が、5月21日東京ビッグサイト国際展示場で開催されました日本食品化学学会第15回総会・学術大会で講演しました。（現在、418品目）

4. 第9版公定書の作成

「公定書の改定は、5～7年毎に実施されており、第9版公定書の作成に向けての検討を本年度（2009年度）に開始することを予定している。」と厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長が、

5月21日東京ビッグサイト国際展示場で開催されました日本食品化学学会第15回総会・学術大会で講演しました。

5. 合成樹脂製の器具・容器包装等の新たな規制

「合成樹脂製の器具・容器包装等については、引き続き国際整合化も考慮しつつ、合成樹脂の規格基準の整備を行うとともに、合成樹脂製の器具・容器包装に使用される物質（モノマー、添加物、ポリマー）の規制について、米国、EUなどで採用されているポジティブリスト制度の国内導入に向け、基礎データの収集を昨年度から開始したところである。」と厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長が、5月21日東京ビッグサイト国際展示場で開催されました日本食品化学学会第15回総会・学術大会で講演しました。

フタル酸エステル含有する口に入るおもちゃを例にとれば、「DEHPとDINP」の2種で事足りるか、「DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP」の6種を規制対象とするか、この辺りです。

DEHP：フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） DBP：フタル酸ジブチル BBP：フタル酸ブチルベンジル
DINP：フタル酸ジイソノニル DIDP：フタル酸ジイソデシル DNOP：フタル酸ジ-n-オクチル

韓国でも、フタル酸及びアジピン酸類の可塑剤について食品への移行基準規格が新設されました。可塑剤の溶出規格は、次の通りです。

- ・フタル酸ジブチル(DBP)：0.3ppm以下
- ・フタル酸ベンジルブチル(BBP)：30 ppm 以下
- ・フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)：5 ppm 以下
- ・フタル酸ジイソデシル(DIDP)：9 ppm 以下
- ・フタル酸ジイソノニル(DINP)：9 ppm 以下
- ・アジピン酸ジエチルヘキシル(DEHP)：1.5 ppm 以下

韓国における表示及び可塑剤に関する規制情報（韓国語と仮訳）は、「食品の表示基準」を改正と併せて、別に添付しました。

6. 韓国における食品規制の強化

韓国食品医薬品安全庁（KFDA）は、5月15日、「現行の食品表示基準を補い消費者により正確な食品情報を提供するため、すると公表しました。併せて、食品用容器包装中の可塑剤についての安全管理（DBP、BBP等の規制の新設）が強化されます。

EUでは、「食品と接触するプラスチック材料に使用される添加物の暫定リスト」が、4月22日に更新されました。（Provisional list of additives to be used in plastic food contact materials）この暫定リストに記載されている物質すべてがEFSAで評価済みというわけではなく、安全性評価状況についてはEFSAのwebサイトをチェックする必要があります。

2010年1月1日以降は、「食品と接触するプラスチック材料及び商品（article）に関する指令2002/72/EC」により、添加物リストはポジティブリストになります。

尚、このポジティブリスト制度の国内導入の問題は、10月24日に東京で開催されます第25回食

品化学シンポジウムで取り上げられる予定です。

7. 遺伝子組換え食品

5月14日に開催されました食品安全委員会で、GGI株を利用して生産されたL-グルタミン酸について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非蛋白質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき安全性が確認されると判断されたとの審議結果が了承され、厚生労働省へ通知することとされました。本品は、「安全性審査の手続きを経た添加物」として、使用可能となりました。

8. アセスルフアム K がスイスの地下水から検出

5月7日、スイスで「アセスルフアム K は体内でも浄水施設でも分解されない。Agroscope Changins-Wädenswil (ACW 研究所) が初めて地下水の2/3からアセスルフアム K を検出した。現時点での知見では検出された濃度に有害影響はない。汚染源は家庭排水と見られる。」との記事が配信されました。この記事には、水を採取する様子のカラー写真が添付され、読者に「環境汚染物質」との印象を与えます。

9. ハイドロキシカット製品の使用中止勧告

米国FDA は消費者に対し、重大な肝障害と関連するとして、Iovate Health Sciences 社のヒドロキシカット (Hydroxycut) 製品の使用を直ちに中止するよう警告しました。(5月1日)

日本でもヒドロキシカット製品は、痩身用サプリメントとして、Iovate Health Sciences 社以外 (Muscle Tech社) の製品も通販サイトで販売されていますが、現時点で規制されていません。

10. ヒツジおよびヤギのボツリヌス症に関する規制緩和 (英国))

英国食品基準庁 (FSA) は、5月14日、ヒツジまたはヤギのボツリヌス症例の出た農場の健康な動物がフードチェーンに入ることを許可するよう、ヒツジおよびヤギのボツリヌス症に関する勧告を改正しました。これまで、予防的措置として、英国FSA はボツリヌス症の疑い例の出た農場のすべての動物はフードチェーンに入れてはならないとしてきましたので、事実上の規制を緩和となります。

11. 米国 EPA、農薬カルボフランの取り消し

5月12日、米国 EPA は食品中の残留カルボフラン基準を取り消す (revoke) すると公表した。これにより、輸入品を含め全ての食品からカルボフランの残留を排除されることになります。

3年前の2006年8月3日、EPA は、「殺虫剤であるカルボフランのすべての使用を取り消し、食品中の残留基準を無効とするよう提案する予定である。」と公表していました。このとき、EPA は、食品中および飲料水中のカルボフランにつき相当程度のリスクがあり、また、農地で曝露する殺虫剤使用者および野鳥に対しても相当程度のリスクがあるとの結論を公表していました。有効な代替物質を探すため4年の猶予期間が設けられました。

以上。